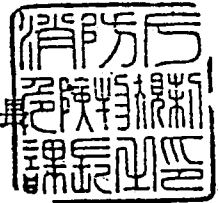


消 防 危 第 2 8 号

平成2年3月31日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長



危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を送付するので、執務上の参考にされたい。

また、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、危険物行政の運用に遺漏のないよう御指導願いたい。

なお、本資料中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので承知されたい。

消防法（昭和23年法律第186号）……………法

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）……………令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）…規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

（昭和49年自治省告示第99号）……告示

1 法別表関係

(1) 危険物の試験及び性状に関する省令関係

問 1 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成2年自治省令第1号）により、混合物である火薬類については、当分の間、消防法の規制対象外とされることとなったが、

(1) ここでいう混合物とは、いわゆる工業的純品以外のものを意味し、他の物質が意図的に挿入されているものはその混合比率、挿入されている物質の種類を問わず混合物と解してよいのか。

(2) 混合物である火薬類は、消防法の規制対象外となることから、混合物である火薬類と単一化合物である火薬類との混載は認められると解してよいのか。

(3) 単一化合物である火薬類についての消防法令の適用については、以下の点について次のとおり運用して差し支えないか。

① 火薬庫の周囲の空地として保有することが必要となる範囲内に、土堤、土堤の代替としての自然のよう壁、防爆壁等が存している場合、基準の特例により空地が保有されているものとして取り扱うこと。

② 火薬庫の扉が二重となっており、外側の扉が消防法令上の防火戸の基準を満たしていれば、内側の扉が木製のものであっても防火戸が設けられているものとして取り扱うこと。

③ 平成2年5月22日以前に設置許可を受けた危険工室、火薬庫の窓であって、基準の特例により網入ガラスでなくともよいとして許可されたものについて、引き続き特例を適用すること。

答 (1)、(2) お見込みのとおり。

(3) 差し支えない。

(2) 危険物の試験及び性状関係

(令第1条の4関係)

問2 法別表第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が40℃未満」である場合は、いずれの品名の危険物と判断するのか。

答 設問の物品については、法別表第2類の項第8号の危険物とする。

(令第1条の8関係)

問3 硝酸－硫酸の混酸で、第6類の燃焼時間を測定する試験を行うに当たり、木粉の円錐形たい積物に注ぐと、ニクロム線で点火をする前に燃焼を開始してしまうものがあるが、このような物品については、令第1条の8第2項に定める性状を有するものとみなしてよいか。

答 お見込みのとおり。

(3) 確認試験関係

問4 第4類の危険物のうち、第一石油類、第二石油類等の混合物等明らかに特殊引火物に該当しない物品については、沸点及び発火点の確認は要さないものとして取り扱ってよいか。

答 差し支えない。

沸点及び発火点は、当該物品が特殊引火物に該当するか否かを確認するために測定するものであり、その構成成分がいずれも特殊引火物に該当しないものについては、確認を要さない。また、引火点が -20°C を超えるものについては、沸点の確認を要さない。

問5 次の場合について、タグ密閉式引火点測定器により測定される引火点（以下「タグ引火点」という。）における動粘度を次のようにそれぞれ10cSt以上又は未満であると推定してよい。

(1) タグ引火点を超える温度において10cSt以上の動粘度であることが確認されているものについては、タグ引火点における動粘度が10cSt以上であること。

(2) タグ引火点以下の温度において10cSt未満の動粘度であることが確認されるものについては、タグ引火点における動粘度が10cSt未満であること。

答 差し支えない。

既存のデータにより、タグ引火点における動粘度が、明らかに10cSt以上又は未満であると判断できる場合には、あらためてタグ引火点における粘度を測定することを要しない。

問6 複数の類の品名に該当する物品については、それぞれの類の性状を示すかどうかを確認する必要があるのか。

答 お見込みのとおり。なお、複数性状物品の場合、確認試験結果報告書（「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」（平成元年7月7日付け消防危第65号都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知）別添の確認試験結果報告書をいう。以下同じ。）の提出にあたっては、規則第1条の4に規定する複数性状物品の属する品名に係る確認試験結果を提出することとなる。

（4）確認試験結果報告書関係

問7-1 確認試験結果報告書の組成欄の記入について

(1) 物品を構成するすべての成分について、記入しなければならないか。

(2) 製造工程上、含有率が一定とならない場合は、その範囲を記入することとしてよい。

(3) 化学的に組成を特定することが困難な次のような物品の組成成分については、どのように記入すればよい。

① 炭化水素系の溶剤

② 界面活性剤

③ 高分子化合物

(4) 次の場合は、同一の物品とみなして記載することとしてよい
か。

① 塗料、印刷インキで、着色剤を除いた他の成分及び含有率
が同一であって、着色剤の種類と量のみが異なる場合

② シリコンにおいて、粘度調節、加工性向上等のために添
加される充てん剤又は顔料を除いた他の成分及び含有率が同
一であって、当該充てん剤又は顔料の種類と量のみが異なる
場合

(5) 構成成分の中に、既に危険物であるか否かの判定がされた物
品がある場合は、判定に係る名称を記入することとしてよい。

答 (1) お見込みのとおり。

ただし、構成成分が法別表の品名に該当する場合はその含
有率が0.1%未満のとき、構成成分が法別表の品名に該当
せずかつ危険性状に影響を与えない場合は1%未満のとき
については、当該物品名を記入しなくとも差し支えない。

(2) 差し支えない。

ただし、危険性が最大となる含有率のものについて、性状
確認を行う必要がある。

(3) 例えば、次のように記入することとして差し支えない。

① 芳香族系炭化水素 ($C_9 \sim C_{10}$)

② ポリオキシラウリルエーテル ($n = 5 \sim 8$)

③ オレフィン-アルキルエステル共重合化合物

(平均分子量 $M = 2,000$)

(4) 差し支えない。

ただし、着色剤、充てん剤及び顔料の種類と量が危険性状
に影響を与えない場合に限る。

(5) 差し支えない。

ただし、当該成分についての危険物データベース登録確認
書を添付すること。

問 7-2 試験結果欄の記入について

-20℃において引火点が測定される物品について、タグ密閉式引火点測定器による測定の結果を「-20℃以下」と記入することとしてよい。

答 差し支えない。

問 7-3 様式について

指定可燃物に該当する物品のうち、可燃性固体類については第2類の様式を、可燃性液体類については第4類の様式を用いればよい。

答 お見込みのとおり。

2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

(1) 屋外タンク貯蔵所関係

問 1 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査のうちの底部板厚検査に関し、次の(1)及び(2)のとおり取り扱ってよい。

(1) 検査に係るタンクが危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令(昭和52年政令第10号)の施行の際既に設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所のタンクであって、その構造及び設備が改正後の基準に適合しないもの(以下「旧法タンク」という。)である場合

旧法タンクに係る底部板厚検査については、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日付け消防危第56号都道府県知事あて消防庁次長通知。以下「56号通知」という。)により示されている箇所を測定し、改正前の基準における必要最小板厚(3.2mm)以上であれば法令上は「技術上の基準に適合している」こととなるが、測定板厚が3.2mm以上であっても設計板厚の90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が設計板厚の80%以下となっている場合又は当該箇所の

測定板厚最小値が過去の腐食率から次期タンク開放時までに板厚が4.5mm未満となると認められる場合には、「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」（昭和54年12月25日付け消防危第169号都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知）により示されている屋外タンク貯蔵所の地震対策に関する保安指針に準じ、アニュラ板、底板の補修を指導する。

(2) 検査に係るタンクが新法タンク（旧法タンク以外のものをいう。以下同じ。）である場合

新法タンクに係る底部板厚検査については、5.6号通知により示されている箇所を測定し、告示第4条の17に規定する最小厚さ（以下「最小厚さ」という。）以上であることが必要であるが、最小厚さを満たしていない場合であっても、最小厚さの90%以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が最小厚さの80%を超え、かつ、過去の腐食率から、測定板厚が最小である箇所における次期タンク開放時までの最小厚さに対する腐食による板厚の減少が3mmを超えないと認められる場合には、火災予防上支障がないと認め、令第23条を適用し、「保安検査済証」を交付する。

なお、底板等の板厚測定においては、JISに定められた厚さの許容差は認められているものと解する。

答 (1)及び(2) いずれも差し支えない。

(2) 給油取扱所関係

(令第17条第1項関係)

問2 給油取扱所のポンプ室等（整備室）にビットがある場合、次の図1及び図2については、ポンプ室等にためますが設けられたものと認められるか。

図1 ポンプ室等で漏えいした危険物がすべてピットに流入する構造となっているもの

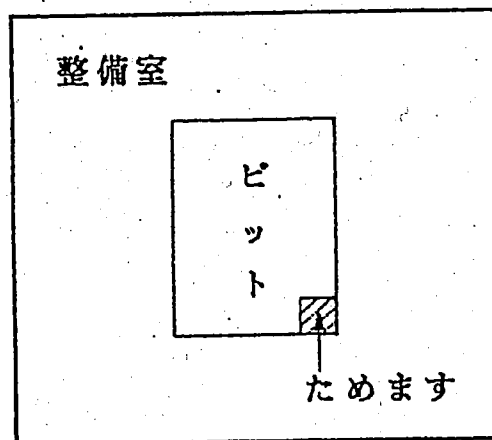
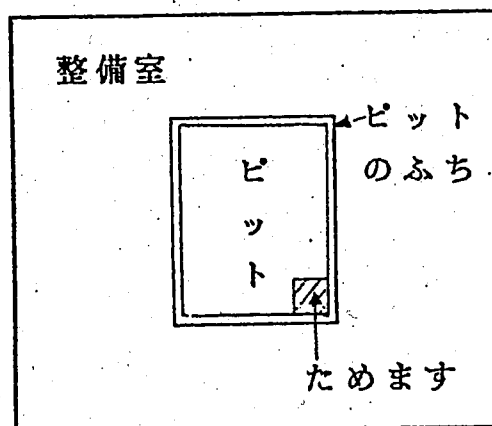


図2 ピット外で漏えいした危険物がピット内に流入する構造となっていないもの



答 図1は、認められる。図2は、認められない。

(規則第25条の10関係)

問3 屋内給油取扱所の上階に屋根のない貸駐車場を設ける場合、建築物の第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、規則第25条の10第4号の規定について基準の特例を適用し、同号の措置を講じないこととしてよいか。

答 差し支えない。

(令第17条第3項関係)

問4 管内の航空機給油取扱所で使用されている給油タンク車及び給油ホース車について、令第15条第1項第13号(規則第26条第3項第6号ニにおいてその例による場合を含む。)、規則第24条の6第3項第2号、第4号及び第5号(規則第26条第3項第6号ハにおいてその例による場合を含む。)並びに規則第26条第3項第6号ロ(第24条の6第3項第2号の装置に限る。)の基準に一部不適合となるものがあり、これを計画的に改修するには3年程度を要する状況にある。この間、給油作業を常時2名以上で実施し、給油中の漏えい等異常の発生、給油終了時の給油ホースの格納等の給油時における監視を行い、緊急時におけるポンプ停止等の措置についても迅速に対応できる体制をとることとした場合、基準の特例を適用し、改修を猶予することとしてよろしいか。

答 差し支えない。

(3) 一般取扱所関係

(規則第28条の55、規則第28条の56関係)

問5 規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えないか。

答 差し支えない。

(規則第28条の56、規則第28条の57、規則第28条の60関係)

問6 規則第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第1号及び第28条の60第4項第1号に規定する危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよいのか。

答 お見込みのとおり。

3 運搬の基準関係

(告示第68条の2の2関係)

問1 第2類の危険物のうち合成樹脂類に可燃性の液体を浸潤させた引火性固体(引火点が21℃以上のもの)であって、折りたたんだ状態としたもの及びシート状としたものは、告示第68条の2の2第2号に規定する「巻状としたもの」に該当すると解してよいか。

答 お見込みのとおり。